横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会の設置及び運営に関する要項

令和４年６月１日
学　長　裁　定

（趣旨）
第１条　この要項は、横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）
第２条　横浜国立大学長（以下「学長」という。）の諮問に応じ、横浜国立大学教育学部附属学校（以下「本学附属学校」という。）の現状と課題を踏まえ、本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について検討するため、横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第３条　委員会は、本学附属学校の役割等について協議し、その結果を取りまとめ、学長に答申する。

（設置期間）
第４条　委員会の設置期間は、令和５年３月３１日までとする。

（構成員）
第５条　委員会は、教員養成課程及び附属学校に関する理解と見識を有する者並びに神奈川県内の学校及び行政機関関係者から選出した者をもって構成する。

（委員長及び副委員長）
第６条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、構成員の互選により定める。
３　副委員長は、委員長が構成員のうちから指名する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠けた時はその職務を行う。

（委員会）
第７条　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
２　委員会は、年度内に６回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

（意見聴取）
第８条　委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）
第９条　委員会の事務は、教育学系事務部において処理する。

（委任）
第 10 条　この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附　則
１　この要項は、令和４年６月１日から施行する。
２　最初の委員会は、第７条の規定にかかわらず、学長が招集する。
３　この要項は、第４条の設置期間が終了する令和４年度末をもって廃止する。